

平成28年9月1日  
(一社)日本サッシ協会  
住宅サッシ委員会

## 「窓の性能ピクト」使用の申請について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当協会では、サッシの各種性能の認知向上を目的にカタログ表示の標準化活動に取り組んでおります。また活動の一環として、「窓の性能ピクト」の運用をしております。

これは消費者に”家における窓”の役割を広く理解していただくために”窓の持つ性能”をよりわかりやすく表現し、広く普及させることを目的としております。

現在、当協会の会員各社のカタログやパンフレットで、性能ピクトによるサッシ性能の照会を行っております。

また、この性能ピクトはサッシ・ドア関係の製造メーカーで広く使っていただくことも目的としています。使用に関しては審査等もごさいますので、下記事務局にお問い合わせいただき、ご希望される企業様は、サッシ協会宛に申請をお願いいたします。(サッシ協会会員には、審査等はありません)

敬具

記

## 「窓の性能ピクト」使用の申請について

各企業様の使用につきましては、当協会と個別企業単位に許諾契約を結ぶことにより、「窓の性能ピクト」の使用が可能になります。(5万円/1企業)

希望企業様には「商標許諾申請書」をお送りしますので、必要事項を記入の上、サッシ協会へ郵送にてお申込みください。なお審査のために企業案内も必要ですので併せて郵送してください。

申請書確認後、審査等を行い、審査に適合した企業様には「商標使用許諾契約書」及び「窓の性能ピクト印刷用CD-R)を送付いたします。

(審査の結果ご使用いただけない場合もあります)

宛先: 〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル7階  
一般社団法人 日本サッシ協会 担当:住宅サッシ部、渡辺 宛

お問い合わせ先

一般社団法人 日本サッシ協会 渡辺 まで

TEL:03-6721-5934

FAX:03-6721-5933

E-mail:watanabe@jsma.or.jp

以上

# 窓の性能ピクト運用基準

平成28年 9月1日 改定

平成19年11月1日 制定

一般社団法人 日本サッシ協会

(一社)日本サッシ協会が推奨する住宅のカタログその他に掲載する窓の性能表示マーク(性能ピクトグラム…以下、略して性能ピクトという)についての運用基準を以下に規定する。

## 1. 目的:

消費者に対して、家における窓の役割を広く認知してもらうために窓の性能をわかりやすい「性能ピクト」  
として表現し、表示することにより、“家における窓の役割(=性能)”を広く認識させることを目的とする。

## 2. 適用範囲:

- 1) (一社)日本サッシ協会会員企業各社が発行する住宅建材商品のカタログ(主に消費者向けカタログ、総合系カタログ)、施主向け取扱説明書等消費者の手に渡る印刷物を対象とする。
- 2) (一社)日本サッシ協会が発行するパンフレット・関連資料において、窓の性能解説等のページへの掲載を対象とする。
- 3) (一社)日本サッシ協会または会員企業各社が運営するホームページ等への掲載を対象とする。  
※ここでいう「窓の性能」とは、サッシの10性能のことであり、住宅性能表示制度でいう10個の性能とは異なるが関連する住宅性能表示制度の性能についても、使用・掲載することを可とする。
- 4) (一社)日本サッシ協会が使用を認めた企業のカタログ及び、パンフレット、ホームページ、取扱説明書への掲載

## 3. 性能ピクトのデザイン:

別添(1)、(2)に掲載する10項目のピクトについて指定色(送付CD-R参照/モノクロも可)  
を遵守し、使用サイズは15mm角以上とする。

## 4. 性能ピクトの掲載時期:

性能ピクトの掲載は、2007年7月より使用可とする。

## 5. その他:

- 1) 性能ピクトは、(一社)日本サッシ協会に帰属するものであり、そのデザインの変更・追加については(一社)日本サッシ協会住宅サッシ委員会に諮り、承認を得るものとする。
- 2) 出願・登録に関する詳細は別添(3)の通り定める。
- 3) カタログ及び、パンフレット、ホームページ、取扱説明書に掲載する際は、「ピクト①～⑩は(一社)日本サッシ協会の登録商標です」を掲載する最初のページに記載する事とする。

## 6. 出願・登録費用分担と今後の使用許諾料について

- 1) 出願・登録費用は(一社)日本サッシ協会加盟各社が負担し、(一社)日本サッシ協会の出願とする。
- 2) 出願・登録後の使用許諾について  
当協会外での使用については、(一社)日本サッシ協会の住宅サッシ委員会での承認事項とする。  
この際の使用許諾料は別途定め、(一社)日本サッシ協会の収入とする。

## 付 則

**この基準は、平成19年11月1日より実施する。**

## 窓の性能項目・性能表示ピクト

※1 2014.09.01改訂  
2006.03.15作成

	性能項目	性能の定義	備考(コメント)	グレイ(基本形)	カラー
1	耐風圧性	サッシ・ドアがどれくらいの風圧(風圧力)の変形に耐えられるかの度合い(性能)をいう。	等級数値の高い程、強風に耐えられる。		
2	水密性	風を伴った雨のときに、建具室内側への雨水の侵入をどれくらい防げるかを表す度合い(性能)をいう。	等級数値の高い程、水密性が良い。		
3	気密性	サッシ・ドアからの空気(すきま風)の建具室内側へのものをどの程度防ぐかを表す度合い(性能)をいう。	等級数値の高い程、気密性が良い。		
4	断熱性	建具の外部から室内側へ、あるいは室内側から外部へ移動する熱を抑える度合い(性能)をいう。	各等級の対応値は熱貫流抵抗で表し数値の高い程断熱性が良い。 「次世代省エネルギー基準」等では仕様規定の運用も可能。		
5	遮音性	室外から入ってくる音や室内からもれる音をどれくらい遮ることができるかの度合い(性能)をいう。	等級数値の高い程、遮音性が良い。		
6	防火性	建築物の火災の拡大や類焼を防止し、火災に対する安全性の度合い(性能)をいう。	建築基準法により所定の防火設備の仕様が定められている。 ・認定取得は「個別認定」もある。 ・「特定防火設備」は本表には標記していない。		
7	防犯性	通常想定される侵入行為に対し、侵入を防ぐことができる抵抗力の度合い(性能)をいう。	「防犯性能の高い建物部品」目録掲載品。 呼称：(防犯建物部品) ※侵入抵抗時間5分以上耐える製品 表示：(CPマーク)		
8	防露性	建具室内面及びガラス表面における結露発生を抑える度合い(性能)をいう。	等級数値の高い程、気密性が開口部のサッシ、ドアにおいて防露に対応するには断熱サッシ等が有効。		
9	※1 日射熱取得性	※1 日射による熱量の取得の度合いをいう。	※1 暖房エネルギー消費量削減には日射熱取得性能の向上が、冷房エネルギー消費量削減には日よけやカーテンなどによる日射熱取得性能の迎撃が重要である。	※1 	※1 
10	バリアフリー	高齢者や身障者等の移動・介助に対する幅員・段差・手摺設置などの配慮の度合いをいう。			

## 別添(2):窓の性能ピクト

省エネ法改正に伴う性能表示

### 性能表示ピクト (カラー)

≒1 2014.09.01改訂  
2008.03.15作成



PANTONE 292C  
C72+M27+Y0+K0



PANTONE 286C  
C100+M60+Y0+K6



PANTONE 281C  
C100+M72+Y0+K38



PANTONE 336C  
C100+M0+Y65+K47



PANTONE 382C  
C76+M0+Y100+K11



PANTONE 144C  
C0+M47+Y100+K0



PANTONE 172C  
C0+M69+Y100+K6



PANTONE 189C  
C0+M91+Y76+K6



BLACK 50%  
C0+M0+Y0+K50



BLACK 75%  
C0+M0+Y0+K75



※15mm以上で表示のこと

(出願・登録に関する詳細 別添(3))

## 別紙 商標目録

### 第6類

金属製の窓枠及びサッシ, 金属製の天窗, 金属製開き窓, 金属製装飾用鋳物とガラスパネルからなるドア窓, 金属製窓, 金属製窓シャッター, 金属製シャッター, 金属製玄関用扉, 防火扉, 金属製扉, 金属製扉枠, 金属製スライディングドア, 折込式開閉金属製ドア, 金属製ドアパネル, 金属製ドア枠, シャッター状パネルを使用した金属製建具, 建築用又は構築用の金属製専用材料

### 第19類

アルミニウムと組み合わせてなる木製窓, 木製格子窓, 木製窓, 木製窓枠, 建築用木製窓枠, アルミニウムと組み合わせてなるプラスチック製窓, プラスチック製窓, プラスチック製格子窓, プラスチック製窓枠, 合成樹脂製窓, 合成樹脂製窓枠, 開き窓(金属製のものを除く。), ステンドグラス窓, 石製窓, 窓(金属製のものを除く。), 窓枠(金属製のものを除く。), 建築用合成樹脂製シャッター, 合成樹脂製シャッター, シャッター(金属製のものを除く。), 飾りガラス付の木製の扉, ガラス製扉, プラスチック製扉, 合成樹脂製玄関用扉, 木製扉, 石製扉, 扉(金属製のものを除く。), 扉枠(金属製のものを除く。), アルミ製のモール付き木製ドア, 木製ドア, ガラス製ドア, プラスチック製ドア, 木製ドア枠, ドア用ガラス製パネル, プラスチック製ドアパネル, ガラス製パネル, ガラスを主材料とする建築材料, ドア用ガラス, 安全ガラス, 強化ガラス, 金属もしくは金属酸化物を被覆した建築用鱗片状ガラス, 型板ガラス, 建築用合せ板ガラス, 偏光透過特性フィルムを被覆した建築用窓ガラス, 建築用窓ガラス, 建築用ガラス, 建築用複層ガラス, 建築用変り板ガラス, 建築用磨き板ガラス(窓ガラス), 建築用鱗片状ガラス, 壁用又は壁材用の建築用ガラス, 合わせ板ガラス, 紫外線透過ガラス, 色板ガラス, 赤外線吸収ガラス, 絶縁ガラス(建築用のもの), 窓ガラス(乗物用のものを除く。), 装飾ガラス, 断熱ガラス, 発光ガラス, 普通板ガラス, 変り板ガラス, 放射線遮断ガラス, 泡まつガラス, 網入り板ガラス, 建築用ガラス板, 建築用ガラスからなるパネル, 建築用ガラス製パネル, 窓用ガラス製パ

○出願日 平成19年11月30日

○出願番号 商標No.

- ・気密性 :2007-120184
- ・耐風圧 :2007-120201
- ・水密性 :2007-120185
- ・防露生 :2007-120186
- ・バリアフリー :2007-120190
- ・遮音性 :2007-120191
- ・断熱性 :2007-120192
- ・遮熱性 :2007-120193
- ・防火性 :2007-120194
- ・防犯性 :2007-120206

※日射熱取得性は商標No.未取得